

第96回 定時株主総会 招集ご通知



株式会社 **福田組**

証券コード 1899

開催日時 2023年3月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 新潟市中央区万代五丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟
3階「飛翔の間」
（本席の会場ご案内図をご参照ください）

- 議案**
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および
社外取締役を除く。）に対する
業績連動型株式報酬枠設定の件

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご自身の健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患のある方等におかれましては、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討いただき、可能な限り書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年3月27日（月曜日）午後5時30分まで

ご出席の株主さま向けのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。



株主の皆さまへ



代表取締役社長
荒明 正紀

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第96回定時株主総会の招集ご通知をご案内申し上げます。

当期の建設業界は、経済活動が少しずつ回復したことにより、建設需要も堅調に推移いたしました。しかしながら、国内外の様々な影響を受け、人手不足や資材価格の高騰といった大きな課題を抱えており、先行きに不確実性が増しております。

このような事業環境のもと、当社グループの中核企業である当社は「持続的かつ安定的な成長」を実現すべく、「長期ビジョン2025」および「中期経営計画2025」に掲げた施策を着実に実行してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2023年3月

フクダグループスピリット

100年先も誠実

フクダグループの誠実とは、かけがえのない人を愛するように、誠心誠意尽くすことである。

誠実を貫き、大切な人たちとの強いきずなをつくりあげ、そのいのちと暮らしを守る。

我々はグループの総力を結集し、この使命を果たし、100年先もつなげて行く。

株主各位

証券コード 1899
電子提供開始日 2023年3月3日
発送日 2023年3月10日
新潟市中央区一番堀通町3番地10

株式会社 **福田組**

代表取締役社長 **荒明 正紀**

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第96回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.fkd.co.jp/topics/ir/?y=2023>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご自身の健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患のある方等におかれましては、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討いただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月27日（月曜日）午後5時30分までに【議決権行使についてのご案内】にしたがって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年3月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	<p>新潟市中央区万代五丁目11番20号 ANAクラウンプラザホテル新潟 3階「飛翔の間」 <small>（末尾の会場ご案内図をご参照ください）</small></p> <p>会場内は感染拡大防止の観点から、平年より間隔を空けるため席数が非常に限定的となります。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がありますことを予めご了承ください。</p>
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第96期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第96期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬枠設定の件</p>
4 議決権の行使等についてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

1. 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3. インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
4. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
5. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ③連結計算書類の「連結注記表」
 - ④計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑤計算書類の「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
6. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染防止対策へのご協力をお願い

- 本株主総会につきましては、ご自身の健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患のある方等におかれましては、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討いただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使くださいますよう切にお願い申し上げます。
- 会場内は感染拡大防止の観点から、平年より間隔を空けるため席数が非常に限定的となります。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がありますことを予めご了承ください。
- 会場入口付近にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をご遠慮いただく場合がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、マスク着用にてご対応させていただく場合がございます。
- 株主総会当日までの感染拡大状況や、政府の発表内容等により、株主総会に関して事前に株主の皆さまにご案内すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fkd.co.jp/>）においてお知らせいたします。
- ご出席の株主さま向けのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月28日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年3月27日(月曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

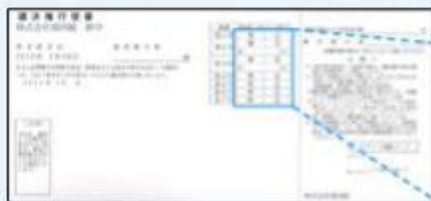
次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月27日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書のご記入方法



こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	賛	否
第1号	○	
第2号		○
第3号	○	
第4号	○	
第5号	○	
第6号	○	
第7号	○	

第1号、第4号、第5号、第6号、第7号議案について
賛成の場合 → 賛 に○印
反対の場合 → 否 に○印

第2号、第3号議案について
全員賛成の場合 → 賛 に○印
全員反対の場合 → 否 に○印

一部候補者に
反対の場合 → 賛 に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の人数) 第18条 当社の取締役は、15名以内とする。	(取締役の人数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、15名以内とする。
(新設)	② <u>当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。)</u> は、3名以上とする。
(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(取締役の選任) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。</u>
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	② (現行どおり)
③ 取締役の選任決議は累積投票によらない。	③ (現行どおり)
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第20条 (現行どおり)
(新設)	② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。代表取締役は会社を代表し、その業務を執行する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、そのほか取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u>代表取締役は会社を代表し、その業務を執行する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、そのほか取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役副社長1名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務の執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第27条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。 (監査役の人数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、3名以上とする。 (監査役の選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第28条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (監査等委員会規程)</p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役</u>（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第35条～第40条（条文省略） (附則) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第31条～第36条（現行どおり） (附則)</p> <p>1 当社は第96回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の<u>監査役</u>（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会</u>の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第96回定時株主総会終結前の<u>監査役</u>（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会終結の時をもって、取締役（8名）は任期満了となりますので、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当等	属性
1	ふくだ かつゆき 福田 勝之	代表取締役会長 執行役員会長	再任
2	あらあき まさのり 荒明 正紀	代表取締役社長 執行役員社長	再任
3	さいとう ひであき 齋藤 秀明	取締役 常務執行役員（土木部長）	再任
4	やまが ゆたか 山賀 豊	取締役 常務執行役員（建築部長）	再任
5	おおつか しんいち 大塚 進一	取締役 常務執行役員（東京本店長）	再任
6	おみ としお 小見 年雄	執行役員（管理部副部長 兼 経営企画部長）	新任
7	えいづか じゅまつ 永塚 重松	第四ジェーシーカード(株) 代表取締役社長 第四ディーシーカード(株) 代表取締役社長 北越カード(株) 代表取締役社長	新任 社外 独立
8	うえはら さゆり 上原 小百合	(株)テレビ新潟放送網 取締役経営推進本部長 兼 経営推進局長	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ふくだ かつゆき
福田 勝之 (1955年8月25日生)

所有する当社の株式数…………… 232,875株

再任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1979年 4月	(株)日本興業銀行入行	2003年 5月	福田道路(株)代表取締役会長
1990年 3月	福田道路(株)入社	2005年 3月	当社代表取締役社長、執行役員社長
1997年 3月	同社代表取締役社長	2009年 3月	当社代表取締役会長、執行役員会長 (現任)
2003年 3月	当社入社、代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

福田勝之氏は、1979年に(株)日本興業銀行に入行し、1990年に福田道路(株)に入社、その後同社での代表取締役社長を経て、2003年に当社代表取締役社長、2009年には代表取締役会長に就任いたしました。同氏は金融機関において培った経験と、企業経営者としての豊富な経験・知識を有しておられます。当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

あらあき まさのり
荒明 正紀 (1959年1月24日生)

所有する当社の株式数…………… 3,100株

再任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1982年 4月	当社入社	2017年 1月	当社常務執行役員営業本部長
2002年 1月	当社新潟本店管理部長	2017年 3月	当社取締役、常務執行役員営業本部長 兼 建設企画部長 兼 法人営業担当
2011年 1月	当社執行役員統括事業本部副本部長 兼 事業管理部長	2019年 3月	当社代表取締役社長、執行役員社長 (現任)
2015年 3月	当社常務執行役員東北支店長		

取締役候補者とした理由

荒明正紀氏は、当社において長年にわたり管理業務に責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、東北支店長等の要職を歴任され、2017年に取締役常務執行役員、2019年には代表取締役社長に就任され、当社経営を担っておられます。当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

さいとう ひであき
齋藤 秀明 (1960年4月14日生)

所有する当社の株式数…………… 900株

再任

〔略歴、地位、担当および重要な兼職の状況〕

1984年 4月	当社入社	2020年 1月	当社執行役員土木部副部長
2016年 1月	当社新潟本店土木部担当部長	2020年 3月	当社取締役、執行役員土木部長
2018年 1月	当社東京本店土木部長	2022年 3月	当社取締役、常務執行役員土木部長 (現任)
2019年 1月	当社東京本店副本店長 兼 東京本店土木部長		

取締役候補者とした理由

齋藤秀明氏は、当社において長年にわたり土木業務に責任ある立場で携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、東京本店副本店長等の要職を歴任され、2020年から取締役執行役員として当社経営を担っておられます。

当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

やまが ゆたか
山賀 豊 (1962年10月22日生)

所有する当社の株式数…………… 1,500株

再任

〔略歴、地位、担当および重要な兼職の状況〕

1981年 4月	当社入社	2020年 1月	当社執行役員建築部副部長
2015年 1月	当社九州支店建築部担当部長 兼 九州支店建築部 九州サービスセンター センター長	2021年 3月	当社取締役、執行役員建築部長
		2022年 3月	当社取締役、常務執行役員建築部長 (現任)

取締役候補者とした理由

山賀豊氏は、当社において長年にわたり建築業務に責任ある立場で携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、九州支店建築部担当部長等の要職を歴任され、2021年から取締役執行役員として当社経営を担っておられます。

当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

おおつか しんいち
大塚 進一 (1962年6月25日生)

所有する当社の株式数…………… 1,300株

再任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1985年4月	当社入社	2017年1月	当社上席執行役員東北支店長
2009年7月	当社審査部長	2019年3月	当社取締役、執行役員東京本店長
2011年1月	当社執行役員管理本部経営企画部長	2022年3月	当社取締役、常務執行役員東京本店長（現任）
2012年3月	当社上席執行役員管理本部経営企画部長		

取締役候補者とした理由

大塚進一氏は、当社において長年にわたり管理業務に責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、東北支店長等の要職を歴任され、2019年から取締役執行役員として当社経営を担っておられます。当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

おみ としお
小見 年雄 (1966年12月31日生)

所有する当社の株式数…………… 400株

新任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1989年4月	当社入社	2021年3月	執行役員管理部副部長 兼 経営企画部長（現任）
2014年4月	当社東北支店管理部担当部長		
2017年1月	当社経営企画部担当部長		

取締役候補者とした理由

小見年雄氏は、当社において長年にわたり管理業務に責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、経営企画部長等の要職を歴任され、2021年から執行役員として当社経営を担っておられます。当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

えいづか じゅうまつ
永塚 重松 (1958年4月2日生)

所有する当社の株式数..... 0株

新任

社外

独立

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1981年4月	(株)第四銀行入行	2022年6月	北越カード株代表取締役社長(現任)
2017年6月	同行常務取締役		
2020年6月	第四ジェーシービーカード(株)および 第四ディーシーカード(株)代表取締役社長(現任)		

社外取締役候補者とした理由および選任された場合に期待される役割

永塚重松氏は、金融機関での経営者としての経験から豊富な知識・経験・能力を有しており、産業の枠を超えた客観的、中立的な意見発信が期待されます。当社はこれらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

候補者番号

8

うえはら さゆり
上原 小百合 (1964年6月21日生)

所有する当社の株式数..... 0株

新任

社外

独立

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1988年4月	(株)新潟テレビ新潟放送網入社	2022年4月	(株)新潟テレビ新潟放送網執行役員経営推進本部 経営推進局長
2020年7月	同社経営推進本部経営企画局長 兼 働き方改革推進室長	2022年6月	同社取締役経営推進本部長 兼 経営推進局長(現任)
2021年6月	(株)TeNYサービス取締役		

社外取締役候補者とした理由および選任された場合に期待される役割

上原小百合氏は、企業経営者としての経験から豊富な知識、経験、能力を有しており、産業の枠を超えた客観的、中立的な意見発信が期待されます。当社はこれらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断させていただいたことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永塚重松氏および上原小百合氏の選任をご承認いただき、それぞれ就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、永塚重松氏および上原小百合氏の選任をご承認いただいた場合には、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしており、1年ごとに契約を更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当等	属性
1	いわさき かつひこ 岩崎 勝彦	取締役 執行役員（管理部長 兼 内部統制担当 兼 IR 担当 兼 開発事業担当 兼 タイフクダ担当）	新任
2	なかた よしなお 中田 義直	社外取締役 中田義直税理士事務所 税理士	新任 社外 独立
3	わかつき よしひろ 若槻 良宏	弁護士法人青山法律事務所 代表社員弁護士 ㈱スノーピーク社外取締役(監査等委員) ㈱セイヒョー社外取締役(監査等委員)	新任 社外 独立

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

いわさき かつひこ
岩崎 勝彦 (1962年12月13日生)

所有する当社の株式数…………… 1,300株

新任

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1985年 4月	当社入社	2020年 1月	当社執行役員管理部副部長
2011年 1月	当社東京本店管理部担当部長	2021年 3月	当社取締役、執行役員管理部長 兼 内部統制担当 兼 I R担当 兼 開発事業担当
2016年 1月	当社法務審査部長		
2017年 1月	当社執行役員管理部総務人事部長 兼 管理部総務人事部法務審査部長	2022年 3月	当社取締役、執行役員管理部長 兼 内部統制担当 兼 I R担当 兼 開発事業担当 兼 タイフクダ担当 (現任)

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

岩崎勝彦氏は、当社において取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、当社全般に関する豊富な経験や高い見識を有しており、これらを活かして客観的および中立的な立場から意見を述べ、監査等委員である取締役としての職責を適切に遂行できるものと判断させていただいたことから、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

なかた よしなお
中田 義直 (1955年 4月29日生)

所有する当社の株式数…………… 400株

新任

社外

独立

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

1979年 4月	関東信越国税局採用	2015年 7月	所沢税務署長
1996年 7月	国税庁長官官房人事課総務係長	2016年 8月	税理士登録 東京税理士会渋谷支部
2006年 7月	国税庁長官官房関東信越派遣国税庁監察官	2016年 8月	中田義直税理士事務所税理士 (現任)
2009年 7月	佐渡税務署長	2017年 3月	当社社外取締役 (現任)

【監査等委員である社外取締役とした理由および選任された場合に期待される役割】

中田義直氏は、2017年より社外取締役を務めております。同氏は、国税局出身の税理士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は税理士としての専門的な知見を活かし、主に税務的な観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。

【独立性に関する事項】

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

候補者番号

3

わかつき よしひろ
若槻 良宏

(1974年2月19日生)

所有する当社の株式数……………

0株

新任

社外

独立

【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】

2000年 4月	砂田徹也法律事務所入所	2017年 4月	新潟大学法学部准教授
2003年 4月	新潟青山法律事務所代表弁護士	2018年 5月	(株)セイヒョー社外監査役
2006年 4月	新潟県弁護士会副会長	2020年 3月	(株)スノーピーク社外取締役(監査等委員) (現任)
2008年10月	新潟大学大学院実務法学研究科准教授	2021年 4月	新潟県弁護士会会長
2014年 3月	弁護士法人新潟青山(現弁護士法人青山法律事務所) 代表社員弁護士 (現任)	2022年 5月	(株)セイヒョー社外取締役(監査等委員) (現任)

監査等委員である社外取締役とした理由および選任された場合に期待される役割

若槻良宏氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中田義直氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
3. 中田義直氏および若槻良宏氏の選任をご承認いただき、それぞれ就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、中田義直氏および若槻良宏氏の選任をご承認いただいた場合には、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしており、1年ごとに契約を更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験

氏名	企業 経営	財務 会計	法務 リスク	土木 事業	建築 事業	営業 マーケティング	人事 人材	技術 IT
福田 勝之	●					●	●	
荒明 正紀	●	●				●	●	
齋藤 秀明				●				●
山賀 豊					●			●
大塚 進一	●	●	●			●		●
小見 年雄	●	●						
永塚 重松	●	●				●	●	
上原 小百合	●						●	
岩崎 勝彦		●	●				●	●
中田 義直		●	●				●	
若槻 良宏			●				●	

※上記一覧は、取締役候補者が有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであり、敦井一友氏は社外取締役の補欠の監査等委員である取締役候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名	現在の地位等	属性
つるい かずとも 敦井 一友	敦井産業(株) 代表取締役社長 北陸瓦斯(株) 代表取締役社長 セコム上信越(株) 取締役 (株)第四北越銀行 社外取締役 (監査等委員)	社外 独立

社外 社外監査等委員である取締役候補者 **独立** 証券取引所等の定めに基づく独立役員

社外

独立

【略歴、地位および重要な兼職の状況】

1995年 4月	通商産業省（現経済産業省）入省	2012年 6月	北陸瓦斯㈱代表取締役副社長
2004年 6月	敦井産業㈱常務取締役	2015年 6月	セコム上信越㈱取締役（現任）
2006年 6月	北陸瓦斯㈱取締役	2017年 4月	北陸瓦斯㈱代表取締役社長（現任）
2011年 6月	敦井産業㈱代表取締役社長（現任）	2022年 6月	㈱第四北越銀行社外取締役（監査等委員）（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

敦井一友氏は、企業経営者としての経験から、豊富な経験と高い見識を有しており、これらを活かして客観的および中立的な立場から社外取締役としての職責を適切に遂行できるものと判断させていただいたことから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 敦井一友氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、敦井一友氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。敦井一友氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年3月29日開催の第89回定時株主総会において年額450百万円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告39頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬額を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬枠設定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2016年3月29日開催の第89回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」という。）の導入についてご承認をいただき（以下「原決議」という。）今日に至っておりますが、当社が第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬枠をあらためて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。具体的には、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬枠の具体的な算定方法および内容についてご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、本制度に係る報酬枠の内容は2016年3月29日開催の第89回定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であり、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針とも合致していることから、相当であると考えております。

また、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は6名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額の算定方法・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」という。）を通じて取得され、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員（以下「取締役等」という。）に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時といたします。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役は、本制度の対象外とする。）および執行役員

(3) 信託金額

具体的には、原決議に基づき、当社は、2016年12月末日で終了した事業年度から2018年12月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、取締役等への当社株式等の交付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、当初対象期間において61,655千円の金銭を、2019年12月末日で終了した事業年度から2021年12月末日で終了した事業年度までの対象期間において50,740千円の金銭をそれぞれ拠出し、本信託を設定しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす対象役員を受益者とする信託を存続させることといたします。

本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、当社株式等の交付を行うために必要となることと合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出することとします。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記(5)の通り、1事業年度当たり合計25,000ポイント(2017年7月1日付株式併合後における5,000株に相当)であるため、対象期間あたり15,000株を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。ご参考として、2023年2月20日の終値を適用した場合、上記の必要資金は約66百万円となります。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(5) 取締役等に交付される当社株式数の算定方法と取締役等に交付される当社株式数の上限

当社は、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき各取締役等の役位に応じて定める基準ポイントをもとに、業績目標達成度に応じて計算される数のポイントを各取締役等に付与します。当社取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、25,000ポイント（うち当社取締役分は15,000ポイント）を上限とします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の株式交付に際し、2017年7月1日付株式併合を踏まえ1ポイント当たり当社普通株式0.2株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行う。）。

交付する株式の数の算定に当たり基準となるポイント数は、退任時までに当該取締役等に付与されたポイントを累

積した数に、退職事由別に設定された所定の係数（1以下とする。）を乗じて算出されます（以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」という。）。

（6）株式交付および報酬等の額の算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（5）記載の方法に従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率に応じて合理的な調整を行う。）を基礎に、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、これに加算した金額といたします。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大から、徐々に正常な活動を取り戻しつつある一方、ウクライナ情勢の緊迫化や、中国の「ゼロコロナ政策」によるサプライチェーンの寸断が輸入物価の高騰を招き、国内需給が逼迫する状況となりました。企業業績におきましては、海外に展開する企業や、サービス業を中心とした非製造業では高い水準を維持していますが、製造業では、原材料価格の高騰や半導体の不足などにより、企業業績が低調に推移いたしました。中小企業においては、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準近くに回復している企業もある一方で、原材料価格の高騰や人手不足などの要素が重なり、先行きの不透明感が払拭しきれない状況となりました。また、個人消費は、新型コロナウイルスワクチン接種の浸透などから人の流れが活発化し、サービス消費は緩やかながら回復傾向となりましたが、生活必需品などの物価上昇により、小売業においては消費活動が縮小傾向となりました。

建設業界におきましては、公共建設投資で引き続き防減災対策や設備の老朽化に伴う維持更新の需要が堅調に推移しました。また、民間建設投資でも、新型コロナウイルス感染症対策を継続しながらも、徐々に経済活動が回復傾向となったことにより、企業の設備投資が積極姿勢へと転換し始めました。しかしながら、資材価格高騰が建設コストの増加を招き、採算面を押し下げる結果となりました。

このような情勢のもと、当社グループは新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底したことで、経営に大きな影響を与えるような工事の中止・中断が発生することなく事業活動を続けてまいりましたが、「中期経営計画2025」の初年度となる当連結会計年度の業績目標に対しては、売上・利益ともに未達成となりました。そのうち、特に営業利益においては、受注競争の激化により採算性の高い工事が減少したこと、建設コストの増加に伴う粗利益率の低下も影響し、当初掲げた業績目標を達成することが出来ませんでした。なお、当期の連結経営成績の詳細は次のとおりとなりました。

売上高におきましては、コロナ禍による工事の大幅な遅延等はなく、工事の進捗が図られたものの、前年の受注高が低調だったことから、当年度の繰越手持工事件数が減少し、前連結会計年度比14.2%減の1,543億円余となりました。

利益面におきましては、売上高の減少に加え、不採算工事の発生や、建設資材等の価格上昇による粗利益率の低下により、売上総利益は前連結会計年度比19.1%減の151億円余となり、販売費及び一般管理費の増加も影響し、営業利益は前連結会計年度比41.4%減の52億円余となりました。

営業外損益におきましては、受取配当金の計上等があったものの、前年と大きな変動はなく、経常利益は前連結会計年度比40.4%減の54億円余となりました。また、前連結会計年度に計上していた関係会社株式評価損が当連結会計年度では発生しなかったことや、減損損失の計上額が減少したこと、加えて税金等調整前当期純利益の低下に伴う法人税等の税金費用が減少したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比37.7%減の36億円余となりました。

なお、受注面におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が弱まり、前年と比べ回復傾向となったため、前連結会計年度比15.4%増の1,700億円余となりました。

当連結会計年度の事業の状況

	2021年度 (第95期)	2022年度 (第96期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	179,846	154,358	14.2%減
営業利益	8,891	5,208	41.4%減
経常利益	9,147	5,451	40.4%減
親会社株主に帰属する当期純利益	5,864	3,650	37.7%減

なお、当社個別の当事業年度の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当社個別の当事業年度の受注高・売上高・繰越高

区分		前期繰越高 (百万円)	当期受注高 (百万円)	当期売上高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)
建設事業	建築	58,707	73,340	61,442	70,605
	土木	38,521	26,674	25,446	39,748
	計	97,228	100,014	86,889	110,354
不動産事業		67	4,769	1,305	3,532
合計		97,296	104,784	88,194	113,886

受注高におきましては、前期比24.1%増の1,047億円余となり、その内訳は、建設事業が前期比22.2%増の1,000億円余、不動産事業が前期比81.6%増の47億円余でございます。建設事業を建築土木内訳別に見ますと、建築工事は前期比15.5%増の733億円余で構成比は73.3%、土木工事は前期比45.6%増の266億円余で構成比は26.7%となりました。また、発注者別では、官公庁工事は前期比29.3%増の189億円余で構成比は18.9%、民間工事は前期比20.7%増の811億円余で構成比は81.1%でございます。

主な受注工事は、次のとおりであります。

株式会社相鉄アーバンクリエイツ	(仮称)ゆめが丘大規模集客施設新築工事
株式会社国際総合計画・ 日生不動産販売株式会社	新潟駅南口西地区優良建築物等整備事業に係る施設建築物新築工事
千葉県 戸田建設株式会社	江戸川第一終末処理場水処理第2系列土木工事 SGET岩泉ウィンドファーム建設工事

売上高におきましては、建設事業は前期比21.3%減の868億円余、不動産事業は前期比51.1%減の13億円余で、全体として前期比22.0%減の881億円余でございます。建設事業を建築土木内訳別に見ますと、建築工事70.7%、土木工事29.3%となりました。また、発注者別では、官公庁工事18.9%、民間工事81.1%でございます。

主な完成工事は、次のとおりであります。

大和ハウス工業株式会社	(仮称)流山おおたかの森B 3 5 街区商業プロジェクト新築工事
住友商事 株式会社	(仮称)元白川小学校跡地再開発計画新築工事
東京都下水道局	森ヶ崎水再生センター(西)水処理施設耐震補強及び合流改善施設建設工事
東京都水道局	多摩北部給水所(仮称)築造工事

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は16億91百万円余であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2022年6月30日に取引金融機関8社と期間1年の協調融資枠（シンジケート方式によるコミットメントライン）を50億円で更新設定しております。

また当社子会社の福田道路(株)は、2022年10月31日に取引金融機関6社と期間1年の協調融資枠（シンジケート方式によるコミットメントライン）を35億円で設定しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 当社グループの財産および損益の状況

区分	2019年度 (第93期)	2020年度 (第94期)	2021年度 (第95期)	2022年度 (当連結会計年度) (第96期)
受注高	(百万円) 189,287	165,465	147,346	170,020
売上高	(百万円) 182,088	185,764	179,846	154,358
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 5,475	5,979	5,864	3,650
1株当たり当期純利益	(円) 619.46	689.77	688.16	428.24
総資産	(百万円) 139,546	137,562	130,755	134,351
純資産	(百万円) 68,134	71,335	76,412	78,504
1株当たり純資産額	(円) 7,639.17	8,301.01	8,889.69	9,127.46

- (注) 1. 第95期は、手持工事において新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受ける事なく順調に工事進捗が図られましたし、不動産事業の売上増加もありましたが、建設事業における当期受注高が前年を下回ったことにより、売上高は前期を下回りました。利益面につきましては、採算性の高い工事が完成したこと等による粗利益率の上昇が貢献、並びに懸念されていた新型コロナウイルス感染症拡大による損失も生じなかったものの、売上高の減少が影響して、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を下回り、58億円余となりました。
2. 第96期(当連結会計年度)は、コロナ禍による工事の大幅な遅延等はなく、工事の進捗が図られたものの、前年の受注高が低調だったことから、当年度の繰越手持工事件数が減少し、売上高は前期を下回りました。利益面につきましては、売上高の減少に加え、不採算工事の発生や、建設資材等の価格上昇による粗利益率の低下により、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を下回り、36億円余となりました。

② 当社の財産および損益の状況

区分	2019年度 (第93期)	2020年度 (第94期)	2021年度 (第95期)	2022年度 (当事業年度) (第96期)
受注高	(百万円) 120,847	98,354	84,442	104,784
売上高	(百万円) 119,964	116,985	113,113	88,194
当期純利益	(百万円) 4,290	4,189	4,541	3,295
1株当たり当期純利益	(円) 485.38	483.31	532.96	386.57
総資産	(百万円) 88,957	84,465	79,165	82,834
純資産	(百万円) 42,468	43,990	47,612	49,917
1株当たり純資産額	(円) 4,803.56	5,163.54	5,586.26	5,853.80

- (注) 1. 第95期は、大型工事の完成や工事施工が順調に進捗できた反面、当期受注高が新型コロナウイルス感染症拡大による営業機会の損失が大きく影響して、前年を下回ったことにより、売上高は前期を下回りました。利益面につきましては、採算性の高い工事が完成したこと等による粗利益率の上昇があり、かつ販管費および特別損失の減少もあって、当期純利益は前期を上回り、45億円余となりました。
2. 第96期(当事業年度)は、売上高は、連結同様、コロナ禍による工事の大幅な遅延等はなく、工事の進捗が図られたものの、前年の受注高が低調だったことから、当年度の繰越手持工事件数が減少したことに加え、不動産販売案件が大きく減少したことが影響して、売上高は前期を下回りました。利益面につきましては、販売費及び一般管理費や特別損失が前期よりも減少しましたが、売上高の減少が大きかったことなどから、当期純利益は前期を下回り、32億円余となりました。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
福田道路(株)	2,000	100	舗装および土木建築工事の請負および設計監理
(株)興和	93	100	さく井、ボーリング工事の請負 地下調査等の受託
フクダハウジング(株)	24	100	住宅等の建築工事請負ならびに建築物・施設の維持管理、 運営代行 不動産の売買、賃貸、管理および仲介
(株)レックス	80	100	道路等の維持管理業務の受託 舗装・造園緑化工事等の請負ならびに設計監理
福田アセット&サービス(株)	40	100	不動産の販売、賃貸および仲介
(株)新潟造園土木	30	100	造園工事業、土木工事業
福田リニューアル(株)	100	100	建築工事の請負、企画、設計、監理 建物増改築の請負、企画、設計、監理
北日本建材リース(株)	30	70	建設工事に用いる仮設材の売買・賃貸・修繕および仮設工事の請負
(株)リアス	40	100	地盤改良および汚染土壌対策に関する工事の企画、設計、施 工、監理およびコンサルティング業務

(注) 議決権比率欄は、間接保有割合を含めて記載しております。

(4) 対処すべき課題

建設業を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルスの水際対策が昨秋に大きく緩和されたことを受けて、インバウンド需要や民間設備投資が回復基調のなか、コロナ後を見据えた投資需要が一層活発化するものと予想されます。また、公共工事においては、国土強靱化のための予算が一定程度確保される見通しで、発注量としては、大きく変動しないものと思われます。その一方、人手不足や資材価格高騰といった大きな課題を抱えており、先行きに不透明さが残ります。

そのような状況の下、中期経営計画の2年目となる今年度は、「一人ひとりの『誠実』と『信頼』が明日の福田組を創る～持続的成長企業へ～」を経営スローガンに掲げ、重点実行項目として、「数値目標の達成」、「労働災害・不具合防止の強化」と「働き方改革の推進」、そして「人材育成力の強化」の4つの柱を確実に実行して参ります。

また、建設業界全体の課題である働き方改革については、2024年の時間外労働の上限規制適用に向けて、2023年度が最終フェーズとなります。ICTの導入や業務の効率化、生産性の向上を推し進め、労働環境の改善に取り組んで参ります。

目まぐるしく変化する社会だからこそ、施策を確実に実行し、地域に根差し、地域を超えたバランスの取れた事業活動を通じて、サステナブルな成長を実現し、マルチ・ステークホルダーとの関係性を一層強化して参ります。

当社は本計画の達成に向け、グループ一丸となって努めてゆく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後共一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画2025 基本方針

1. 主要事業（建設・不動産）の進化と深化～再強化と可能性の追求～

2. フクダグループによる誠実ブランドの確立～信頼による営業力の強化～

3. 安全と品質の強化と徹底

4. 人財の充実と成長～組織を支える多様な基盤の整備～

5. 企業価値向上のためのESG経営

業績目標

●2025年12月期は、売上高1,850億円、営業利益84億円、営業利益率4.5%を必達ラインとする。

- ・2022年度の資材価格高騰の影響による建設コストの増加を受け、2023年度は厳しい経営環境下でスタートするものの、『質』の充実に投資を行いながら、着実な成長を目指す。

項目	2022年12月期実績	2023年12月期計画	2025年12月期計画
売上高	1,543億円	1,610億円	1,850億円
営業利益	52億円	52億円	84億円
売上高営業利益率	3.4%	3.2%	4.5%

経営目標数値

項目	2022年12月期実績	2025年12月期計画
自己資本比率	57.9%	50.0%
ROE	4.8%	8.0%程度
配当性向	28.0%	20.0%以上

株主還元方針

- ・企業価値の向上に向けて、積極的な成長投資や財務体質の強化を図るとともに、継続的、且つ、安定配当を基本方針とする。
- ・株主還元策の積極化を目指す。

投資計画

- 次の100年での持続的成長を見据え、4年間で75億円規模を投資し、『質』の充実を図る。
- 資本コストを意識した資金の活用を検討していく。



※詳細は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fkd.co.jp/>）に掲載しております。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループは、建設事業および不動産事業を主な事業内容としております。

主要な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者「（特-1）第3057号」として国土交通大臣許可を受け、建築、土木ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「（12）第2341号」として国土交通大臣の免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(6) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

①当社

本社 新潟市中央区一番堀通町3番地10
 本店 新潟（新潟市中央区）、東京（東京都千代田区）
 支店 東北（仙台市青葉区）、名古屋（名古屋市中区）、大阪（大阪市北区）
 九州（福岡市博多区）、中越（新潟県長岡市）、北海道（札幌市中央区）

②主要な子会社

福田道路(株)（新潟市中央区）、(株)興和（新潟市中央区）、フクダハウジング(株)（新潟市中央区）
 (株)レックス（新潟市中央区）、福田アセット&サービス(株)（新潟市中央区）、(株)新潟造園土木（新潟市東区）
 福田リニューアル(株)（東京都千代田区）、北日本建材リース(株)（新潟市北区）、(株)リアス（東京都北区）

(7) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,230名	134名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
883名	14名減	44.4歳	18.0年

(注) 当社グループおよび当社の従業員数には臨時従業員（派遣社員およびパートタイマー等）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社第四北越銀行	1,887百万円
株式会社みずほ銀行	467百万円
株式会社三井住友銀行	260百万円
株式会社三菱UFJ銀行	240百万円
株式会社七十七銀行	234百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,619,102株 (自己株式369,009株を除く。)
- ③ 株主数 7,012名 (前期末比968名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	706	8.2
(公財) 福田育英会	688	8.0
福田 直美	431	5.0
(株)第四北越銀行	419	4.9
小沢 和子	321	3.7
福田石材(株)	286	3.3
福田組共栄会	265	3.1
福田 勝之	232	2.7
福田 浩士	231	2.7
BBHFORTHEADVISORS INNERCIRCLEFUNDIIKOPERNIKGLOALL - CAPFUND	206	2.4

- (注) 1. 当社は、自己株式369,009株を保有しておりますが、上記の大株主 (上位10名) から除いております。
 2. 持株比率は自己株式 (369,009株) を控除して計算しております。なお、当該自己株式数は、「株式給付信託 (J-E S O P)」および「役員株式給付信託 (B B T)」制度の信託財産として、(株)日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (91,700株) が含まれておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役	1,625株	1名

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	福田 勝之	執行役員会長
代表取締役社長	荒明 正紀	執行役員社長
取締役	齋藤 秀明	常務執行役員（土木部長）
取締役	山賀 豊	常務執行役員（建築部長）
取締役	大塚 進一	常務執行役員（東京本店長）
取締役	岩崎 勝彦	執行役員（管理部長 兼 内部統制担当 兼 I R担当 兼 開発事業担当 兼 タイフクダ担当）
取締役	矢澤 健一	東洋水産(株) 社外取締役
取締役	中田 義直	中田義直税理士事務所 税理士
常勤監査役	高桑 正一	
常勤監査役	山本 武志	
監査役	砂田 徹也	弁護士法人砂田徹也法律事務所 代表社員
監査役	宮島 道明	宮島道明公認会計士事務所 ダイニチ工業(株) 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 矢澤健一および中田義直の両氏は、社外取締役であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 砂田徹也および宮島道明の両氏は、社外監査役であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 宮島道明氏は、公認会計士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の会社における地位・担当および重要な兼職の状況
石川 渡	2022年3月29日	任期満了	代表取締役副社長 執行役員副社長（営業本部長 兼 建設企画部長 兼 法人営業担当 兼 タイフクダ担当）

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 矢澤健一および中田義直の両氏、ならびに常勤監査役 高桑正一および山本武志、社外監査役 砂田徹也および宮島道明の各氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および連結子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用を填補することとしており、1年ごとに契約を更新しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する場合等は填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の額の決定に係る方針

当社は、2021年12月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当該決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上を推進するインセンティブとして機能するよう企業業績に連動した体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各々の職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とします。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準を勘案した上で、総合的に判断し決定するものとします。

c. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため各事業年度の担当部門等の受注高、売上高および営業利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給します。目標となる業績の値は、毎年の業績計画と整合するよう設定するものとします。

非金銭報酬は普通株式報酬とし、その数は取締役退任時におけるポイント累計数により決定します。付与ポイント数は、受注高、売上高、営業利益の指標を用い、それぞれの指標の年間目標に対する達成率を、業績係数A・担当業績係数Bに反映させ、それぞれの係数を役位ごとに定められた役位別基準ポイントに乗じて算定します。算定されたポイントを毎年株主総会日に付与することとします。

なお、業績係数Aは、当社全体における営業利益の目標達成率に連動した係数であり、担当業績係数Bは、取締役それぞれが担当する部門等での受注高、売上高、営業利益の目標達成率に連動した係数とします。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬については、当社業績の変動や担当部門等の目標達成度に応じて算定された金額を業績連動報酬としての賞与とすることを標準とします。

- e. 取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当部門等の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役全員に原案を提示し、助言を受けるものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該助言を尊重して決定します。

なお、株式報酬は、役員株式給付規程に定める算定方法に従ってポイントが付与されるものとします。

②当事業年度の取締役の報酬等の額の決定過程

取締役の基本報酬の額は、2021年12月23日の取締役会において決議しております。なお、取締役会は、基本報酬の額の決定に際し、社外取締役全員に原案を提示し、助言を受けるものとし、委任を受けた代表取締役社長・執行役員社長荒明正紀は、当該助言を尊重して決定しております。

業績連動報酬のうち賞与については、2022年11月22日の取締役会において決議しております。なお、取締役会は、賞与の額の決定に際し、社外取締役全員に原案を提示し、助言を受けるものとし、委任を受けた代表取締役社長・執行役員社長荒明正紀は、当該助言を尊重して決定しております。

業績連動報酬のうち株式報酬については、当社の役員株式給付規程に基づき、年間目標に対する達成率に応じて個人別にポイント数を設定し、2023年3月28日の株主総会日において付与する予定であります。

取締役会は、代表取締役社長・執行役員社長荒明正紀に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門等の業績なども踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しており、代表取締役社長・執行役員社長荒明正紀は前記①の方針に基づき決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門において評価を行うには代表取締役社長・執行役員社長荒明正紀が最も適していると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③業績連動報酬に係る指標の目標と実績

当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標は、受注高は105,000百万円、売上高は90,800百万円、営業利益は3,985百万円だったのに対し、受注高は達成率99.8%の104,784百万円、売上高は達成率97.1%の88,194百万円、営業利益は達成率98.9%の3,942百万円となりました。

④当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	株式報酬	賞与
取締役 (うち社外取締役)	9 (2)	280 (14)	231 (14)	8 (-)	41 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	29 (13)	26 (12)	- (-)	3 (1)
合計 (うち社外役員)	13 (4)	310 (27)	257 (26)	8 (-)	45 (1)

- (注) 1. 上記人員数は、事業年度中の退任取締役を含んでおり、当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年3月29日開催の第89回定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。
また、上記とは別枠で、2016年3月29日開催の第89回定時株主総会において取締役等への業績連動型株式報酬の額として株式数の上限を年25,000ポイント以内（うち当社取締役分は15,000ポイント、社外取締役は付与対象外。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2014年3月28日開催の第87回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額8百万円（うち社外取締役一百万円）が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先と当社との関係
矢澤 健一	当社と兼職先の間には特別な関係はございません。
中田 義直	当社と兼職先の間には特別な関係はございません。
砂田 徹也	弁護士法人砂田徹也法律事務所と当社との間には法律顧問契約を締結しております。
宮島 道明	ダイニチ工業(株)と当社との間には工事請負契約を締結しており、工事は完成引渡ししております。

② 当事業年度における主な活動状況および発言状況

社外取締役

氏名	取締役会における発言状況および社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要	取締役会への出席状況
矢澤 健一	金融機関での経営者としての豊富な経験・知識を活かして、客観的・中立的な立場で当社の経営を監督いただくことを期待しており、取締役会では必要かつ適切な発言を適宜いただき、取締役会の実効性の向上を図るとともに、経営の監督、助言等、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいております。 なお、右記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。	11回/11回 (100%)
中田 義直	国税局出身の税理士としての専門的見地から、客観的・中立的な立場で当社の経営を監督いただくことを期待しており、取締役会では必要かつ適切な発言を適宜いただき、取締役会の実効性の向上を図るとともに、経営の監督、助言等、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいております。 なお、右記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。	11回/11回 (100%)

社外監査役

氏名	取締役会および監査役会における発言状況等	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
砂田 徹也	弁護士としての専門的見地から、必要かつ適切な発言を適宜行っております。 また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 なお、右記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。	11回/11回 (100%)	9回/9回 (100%)
宮島 道明	公認会計士としての専門的見地から、必要かつ適切な発言を適宜行っております。 また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 なお、右記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。	11回/11回 (100%)	9回/9回 (100%)

5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63

- (注) 1. 当社の子会社である福田道路㈱につきましてもEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な企業価値の向上と更なる事業展開を進めるとともに、健全なグループ経営基盤を維持するため、内部留保の充実を図りながら、経営環境やグループ業績の動向を総合的に勘案して利益還元を努めていくことを基本方針としております。

この方針のもと、今後は業績および純資産の状況を勘案し、配当性向20%以上を利益配分の目途とする所存であります。

当期の株主配当金は、当初、当社創業120周年の記念配当を含めた一株当たり年120円としておりました。業績目標は超過することができませんでしたが、中期経営計画にて株主還元を強化することを掲げておりますので、予定通り一株当たり年120円とさせていただきます。

また、配当金の支払開始日(効力発生日)は、2023年3月29日(水曜日)とさせていただきます。

なお、上記については、会社法第459条第1項第4号の規定に基づき、2023年2月28日(火曜日)開催の取締役会にて決議しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第96期 2022年12月31日現在	科目	第96期 2022年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	99,083	流動負債	48,652
現金預金	28,149	支払手形・工事未払金等	31,871
受取手形・完成工事未収入金等	61,477	短期借入金	2,690
有価証券	359	リース債務	157
販売用不動産	702	未払法人税等	513
未成工事支出金等	926	未成工事受入金等	7,618
不動産事業支出金	3,833	完成工事補償引当金	613
その他	3,646	工事損失引当金	113
貸倒引当金	△12	訴訟損失引当金	75
		その他の引当金	50
		その他	4,947
固定資産	35,268	固定負債	7,195
有形固定資産	26,483	長期借入金	656
建物・構築物	8,725	リース債務	278
機械・運搬具	1,126	繰延税金負債	206
工具器具・備品	318	再評価に係る繰延税金負債	835
土地	15,759	退職給付に係る負債	2,555
リース資産	379	役員退職慰労引当金	119
建設仮勘定	175	株式給付引当金	389
		役員株式給付引当金	46
無形固定資産	472	資産除去債務	397
リース資産	11	その他	1,711
その他	461	負債合計	55,847
投資その他の資産	8,311	純資産の部	
投資有価証券	3,808	株主資本	77,329
関係会社株式	1,307	資本金	5,158
退職給付に係る資産	1,351	資本剰余金	6,169
繰延税金資産	863	利益剰余金	68,250
その他	1,234	自己株式	△2,248
貸倒引当金	△253	その他の包括利益累計額	504
資産合計	134,351	その他有価証券評価差額金	802
		土地再評価差額金	115
		退職給付に係る調整累計額	△414
		非支配株主持分	670
		純資産合計	78,504
		負債・純資産合計	134,351

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第96期	
	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	
売上高		
完成工事高	136,816	
不動産事業売上高	2,957	
その他事業売上高	14,584	154,358
売上原価		
完成工事原価	124,433	
不動産事業売上原価	2,119	
その他事業売上原価	12,633	139,186
売上総利益		
完成工事総利益	12,382	
不動産事業総利益	838	
その他事業総利益	1,951	15,172
販売費及び一般管理費		9,963
営業利益		5,208
営業外収益		
受取利息配当金	162	
持分法による投資利益	8	
その他	174	346
営業外費用		
支払利息	34	
その他	68	103
経常利益		5,451
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	18	
関係会社整理損失引当金戻入額	36	
その他	6	69
特別損失		
固定資産除却損	32	
投資有価証券評価損	0	
減損損失	30	
その他	2	65
税金等調整前当期純利益		5,455
法人税、住民税及び事業税	1,831	
法人税等調整額	△74	1,757
当期純利益		3,698
非支配株主に帰属する当期純利益		47
親会社株主に帰属する当期純利益		3,650

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第96期 2022年12月31日現在	科目	第96期 2022年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	66,240	流動負債	30,509
現金預金	17,342	支払手形	206
受取手形	66	電子記録債務	6,590
電子記録債権	2,607	工事未払金	13,914
完成工事未収入金	38,841	リース債務	44
不動産事業未収入金	1	未払金	550
有価証券	300	未払法人税等	310
販売用不動産	346	未成工事受入金	5,913
未成工事支出金	502	不動産事業受入金	732
不動産事業支出金	3,796	預り金	1,868
材料貯蔵品	43	修繕引当金	15
前払費用	48	完成工事補償引当金	173
未収入金	1,745	工事損失引当金	113
未収消費税	264	訴訟損失引当金	75
その他	334	その他	1
固定資産	16,593	固定負債	2,407
有形固定資産	8,261	リース債務	57
建物・構築物	2,965	再評価に係る繰延税金負債	380
機械・運搬具	34	退職給付引当金	1,246
工具器具・備品	26	株式給付引当金	389
土地	5,153	役員株式給付引当金	46
リース資産	81	その他	287
無形固定資産	69	負債合計	32,916
ソフトウェア	53	純資産の部	
その他	15	株主資本	48,484
投資その他の資産	8,263	資本金	5,158
投資有価証券	2,731	資本剰余金	6,169
関係会社株式	4,266	資本準備金	5,996
長期未収入金	245	その他資本剰余金	173
前払年金費用	921	利益剰余金	39,405
繰延税金資産	34	利益準備金	1,044
その他	311	その他利益剰余金	38,361
貸倒引当金	△247	固定資産圧縮積立金	10
資産合計	82,834	別途積立金	33,000
		繰越利益剰余金	5,351
		自己株式	△2,248
		評価・換算差額等	1,433
		その他有価証券評価差額金	604
		土地再評価差額金	828
		純資産合計	49,917
		負債・純資産合計	82,834

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第96期	
	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	
売上高		
完成工事高	86,889	
不動産事業売上高	1,305	88,194
売上原価		
完成工事原価	79,567	
不動産事業売上原価	810	80,378
売上総利益		
完成工事総利益	7,321	
不動産事業総利益	494	7,815
販売費及び一般管理費		3,872
営業利益		3,942
営業外収益		
受取利息配当金	62	
関係会社受取配当金	527	
その他	38	629
営業外費用		
支払利息	15	
その他	41	56
経常利益		4,515
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	18	20
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	0	
減損損失	16	
その他	1	18
税引前当期純利益		4,517
法人税、住民税及び事業税	1,126	
法人税等調整額	95	1,221
当期純利益		3,295

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社 福田組
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所
指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 朗
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福田組の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福田組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の際に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社 福田組

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

新潟事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

五十嵐 朗

公認会計士

石井 広幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福田組の2022年1月1日から2022年12月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所並びに工事作業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてはEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月27日

株式会社 福田組 監査役会

常勤監査役 高桑正一 ㊞

常勤監査役 山本武志 ㊞

社外監査役 砂田徹也 ㊞

社外監査役 宮島道明 ㊞

ESG/SDGsの取組み

「100年先も誠実」を貫き、大切な人たちとの強いきずなをつくりあげ、社会の持続的成長への貢献と、企業価値の向上を目指してまいります。

フクダグループのスピリットは「100年先も誠実」です。その中核をなす当社は、誠実と創造をもって事にあたり、社会の持続的成長への貢献と、中長期的な企業価値の向上を目指しています。

ESGの視点を意識した重要課題（マテリアリティ）を選定し、事業活動において、ひとつひとつ実践することで、全てのマルチ・ステークホルダーに誠実に対応してまいります。

福田組のマテリアリティ

社会的課題	重要課題(マテリアリティ)	事業活動における取組み
E 環境 地球温暖化 環境負荷の増加 再生可能エネルギーの普及 資源の枯渇 生物多様性保全 建設廃棄物の増加 Environment	脱炭素社会への貢献	TCFD提言に基づく開示とシナリオ分析 事業活動におけるCO ₂ 排出量の削減
	再生可能エネルギーの普及	再生可能エネルギー事業の周辺施工の促進
	環境負荷に配慮した設計・施工	ゼロエミッション建物の建築工事を通じて環境対策に貢献 環境マネジメントシステムの徹底
	循環型社会の形成	建築廃棄物のリサイクル推進
S 社会 社会インフラの老朽化 防災・減災の強化 品質の確保・向上 長時間労働の是正 サプライチェーンの維持 少子高齢化 担い手不足の深刻化 ダイバーシティ Social	労働安全衛生の徹底	労働災害の防止・公衆災害の防止 安全管理体制の強化
	品質の確保・向上	施工管理体制・社内検査体制の強化
	人材確保と育成	担い手確保に向けた教育プログラムの推進
	働きがいの向上	働き方改革の推進
	ダイバーシティの推進	女性活躍に向けた職場環境の推進 女性・中途採用キャリアパスの創設と運用
G 企業統治 コーポレート・ガバナンス コンプライアンス 人権問題 情報セキュリティ Governance	コーポレート・ガバナンスの実践	取締役会実効性評価と改善活動の実施 内部統制制度の整備・運用
	コンプライアンスの徹底	コンプライアンスに対する社員意識の向上 重大法令違反ゼロ
	リスクマネジメントの強化	事業継続計画(BCP)の整備と充実 リスク未然防止へ向け全社的な取組みを実施 リスク管理委員会の運営

定時株主総会会場ご案内図

ANAクラウンプラザホテル新潟 3階 「飛翔の間」
新潟市中央区万代五丁目11番20号 TEL:025-245-3333



交通のご案内

新潟駅（万代口より）

- タクシー利用 約5分
- 徒歩 約10分

高速道路

- 新潟西・新潟中央
各インターチェンジより 約20分
- 新潟亀田インターチェンジより 約15分

佐渡汽船

- タクシー利用 約5分

駐車場について

- ホテル正面に115台のスペースをご用意しております。
(30分につき250円をいただきます)
※満車の場合もございます。ご了承ください。
(近隣駐車場との提携はございません)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご自身の健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患のある方等におかれましては、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討いただき、可能な限り書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

会場内は感染拡大防止の観点から、平年より間隔を空けるため席数が非常に限定的となります。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がありますことを予めご了承ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。